

## 総務委員会

### I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

- 議題
  - 1. 通達事項（別紙）
  - 2. 海外渡航について（経A1号）
  - 3. 東京大学教養学部とシンガポール国立大学理学部との間における学生交流覚書の更新について（教A1号）
  
- 報告

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

- 報告事項
  - 1. 総務委員会報告
  - 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総A1号）
  - 3. 各委員会報告
  - 4. その他
  
- 議題
  - 1. 教員人事（別紙）
  - 2. 大学院総合文化研究科教授、准教授、専任講師選考手続規程の一部改正について（総A2号）
  
- 教員人事の内容

退職転出等		1件	
准教授	報告	1件	
教授	提案	2件	
推薦	名誉教授	13件	計17件

委員会関係

【総務委員会報告】

【教授会報告】

教 務 委 員 会

財 務 委 員 会

教 育 研 究 経 費 委 員 会

情 報 基 盤 委 員 会

入 試 委 員 会

教 養 教 育 評 価 委 員 会

学 生 委 員 会

三鷹国際学生宿舎  
運 営 委 員 会

図 書 委 員 会

前 期 運 営 委 員 会

後 期 運 営 委 員 会

建 設 委 員 会

環 境 委 員 会

防 災 委 員 会

そ の 他

## 総務委員会議事要旨(案)

日時：2022年 3月10日(木) 13:15～14:32

場所：Zoom会議

出席者：53名

### I. 総務委員会議題（総務委員会議決事項）

#### ○ 議題

##### 1. 通達事項

研究科長から、通達事項について説明があり、了承された。

##### 2. 学内委員会委員等の委嘱について

研究科長から、資料（経B1号）について説明があり、了承された。

##### 3. 海外渡航について

橋川健竜グローバル地域研究機構長から、資料（経B1-1号）（経B1-2号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

##### 4. 受託研究、民間等との共同研究の受入について

研究科長から、資料（研B1号）に基づき説明があり、審議の結果、了承された。

#### ○ 報告

##### 1. 寄附金・学術指導の受入について

研究科長から、資料（研B2号）について報告があった。

### II. 拡大教授会、教授会上程議題の審議

下記の報告事項・議題について拡大教授会に上程することとした。

#### ○ 報告事項

##### 1. 総務委員会報告

##### 2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

##### 3. 各委員会報告

##### 4. その他

・一高記念賞受賞者及び東京大学総長賞受賞者について

・東大駒場友の会「新入生保護者と教養学部長との懇談会」について

・教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について

・「教養教育高度化機構シンポジウム 2022 大学における社会連携による教育の可能性」について

#### ○ 議題

##### 1. 教員人事

2. 東京大学大学院総合文化研究科等における育児休業等の長期取得のための支援に関する申合せ(案)について

3. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部改正(案)について

4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)について

5. 東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター規則(案)について

6. 東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センター運営委員会規則(案)について

7. 東京大学大学院総合文化研究科附属駒場アカデミック・ライティング・センターに置かれる部門の組織を定める内規(案)について

8. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部長総務委員会規則の一部改正(案)について

9. 連携研究機構の設置について(ヒューマニティーズセンター)
10. 令和4年度4月1日付け再入学について
11. 令和3年(2021)年度教養学部卒業生数について
12. 2022年度役職者について

○ 教員人事の内容

退職転出等・・・1件

准教授・・・提案3件      報告      2件

教授・・・提案6件

計12件

以上

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	とくもり まこと 徳盛 誠	講師	総合文化研究科超域文化科学専攻比較文学比較文化コース			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	ドイツ連邦共和国	なし	3:渡航中止勧告	フランクフルト大学	共同研究	R 4.5.2- R 5.3.30

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html>

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。		チェック欄
<b>1. 渡航の必要性と渡航を可とする相当な理由・状況(具体的に)</b> 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）  ・申請者は9年前から計画し準備してきた、フランクフルト大学のミヒャエル・キンスキー教授との共同研究の成果を2022年度にとりまとめる予定であり、今年5月より、現地でキンスキー教授と緊密に連携し、研究の遂行と仕上げに取り組む必要があります。		—
<b>2. 渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応</b> 外務省海外安全HPや厚生労働省FORTHなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。  ・ドイツにおいては、3月30日には27万人弱の新規感染者があるなど高いレベルの感染が続いていますが、3月後半は実効再生産数は1以下に抑えられています。また全国民の6割弱がワクチン3回接種済み、7割5分がワクチン2回接種済みです。 ・ドイツは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されています。 ・長期滞在に際しては健康保険の加入が義務づけられており、申請者も渡航前に加入する予定です。		—
<b>3. 渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。  ・在日ドイツ大使館のHPによれば、ドイツは本年3月3日付で日本を新型コロナウイルスのハイリスク地域から除外したため、3月30日現在では、新型コロナウイルスに関しては、同国の基準を満たすワクチン接種証明書を持参すれば、入国が許可され、隔離期間も設定されない見込みです。 ・申請者はすでにワクチン3回接種済みであり、渡航前に入国に必要な接種証明書を取得する見込みです。		—
<b>4. 渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。  ・ドイツにおいては、3月30日現在、日本からワクチン接種証明書を持参し入国した場合、隔離期間は設定されていません。 ・申請者はワクチン3回接種済みであり、渡航前に接種証明書を取得する予定であり、また今後の状況の変化にも留意し、対応する予定です。		—

<p><b>5. 用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応</b> 用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。</p>	
<p>・用務先のフランクフルト大学の定める入構制限(ワクチン接種証明書の提示)及び行動制限(マスク着用義務)に従います。</p>	-
<p><b>6. 帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応</b> 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。</p>	
<p>・3月30日現在、ドイツから帰国する場合、ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持していれば、入国後の自宅待機を求められないことになっています。 ・今後の状況の変化の可能性も考えて、帰国の際には事前に法務省HPを確認し、帰国後の業務に支障がないように帰国を早めるなど必要な対応をとる予定です。</p>	-
<p><b>7. 海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。</b></p>	
<p>『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学』を確認する <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf">https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf</a></p>	☑
<p>外務省の海外安全情報配信サービス(滞在3か月未満)や在留届電子届出システム(同3か月以上)に登録する <a href="https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html">https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html</a></p>	☑
<p><b>8. 今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。</b></p>	☑
<p><b>9. 緊急時の連絡体制が整っている。</b></p>	☑
<p><b>10. 専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)</b></p>	
<p>・申請者が「1. 渡航の必要性和渡航を可とする相当な理由・状況」で述べているように、本海外渡航は申請者本人の出張が必要な研究滞在であり、学術的な意義と渡航時期の妥当性が認められる。 ・また、渡航予定者は滞在先と関係機関の十分な情報収集を行っており、渡航時および滞在時の感染症対策や現地におけるトラブル発生時の対応などについて十全な措置をとっていると判断される。 ・申請者の帰国は来年3月30日だが、感染状況の変化による我が国の水際対策の変更によっては、あらかじめ帰国を早めるなどの措置をとる見込みであり、本学での業務遂行に支障はない。 ・超域文化科学専攻では、渡航予定者が所属する比較文学比較文化コースの3月のコース内審議における渡航の承認をもって、海外渡航を専攻として承認した。 (超域文化科学専攻長・田中純)</p>	-

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

**【参考となるホームページ】**

[東京大学 海外渡航危機管理ガイドブック](#)

[外務省 海外安全ホームページ](#)

[外務省 在外公館ホームページ](#)

[外務省 海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム](#)

[厚生労働省検疫所 FORTH](#)

[厚生労働省 水際対策の抜本的強化について\(新型コロナウイルス感染症\)](#)

[文部科学省 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて](#)

海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属	備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)		
	むらまつ まりこ 村松 真理子	教授	総合文化研究科地域文化研究専攻			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	イタリア共和国	なし	3:渡航中止勧告	ローマ市 フィレンツェ市 パヴィア市	資料調査と研究等打ち合わせ	R 4.04.09- R 4.04.23

※1 危険情報：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 感染症危険情報：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html>

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。		チェック欄
<b>1. 渡航の必要性と渡航を可とする相当な理由・状況(具体的に)</b> 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）		
・渡航者は東京大学が現地において20年にわたって継続的に行っている学術的発掘調査プロジェクトを担う総合文化研究科グローバル地域研究機構・地中海地域部門部門長であり併せて基盤研究(B)「ソンマ・ヴェスヴィアーナ遺跡発掘の成果と文化史的展望」の研究代表者である。2022年度は研究専念期間で、秋からの滞在でローマ・アメリカン・アカデミーおよび（フィレンツェ市内）クルスカ・アカデミー、（パヴィア市内）パヴィア大学で研究を行いたいと計画している。また9月には国際研修をソンマ・ヴェスヴィアーナの本学研究拠点とローマで行う予定である。研究調査のための準備としての資料調査・関係者との面談および国際研修のための協力依頼・打ち合わせを今回の出張で行う予定である。		-
<b>2. 渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応</b> 外務省海外安全HPや厚生労働省FORTHなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。		
・イタリアでは、日本に先立って昨年の11月以降、COVID-19オミクロン株の急激な感染拡大に見舞われたが、3月には感染のピークであった1月上旬に比べて、1日あたりの新規感染者数はいったんかなり減少した。3月29日現在、あらたなワクチンの3回目接種もかなり普及していることも相まって、新規感染は再び増加傾向ではあるものの、ピークの1月14日の39パーセントである。 ・イタリアでは、感染状況に応じて三段階の行動規制が設定されているが、用務先を含む地域は新規感染の減少に伴い、2月28日以降、すべての規制が撤廃されることが公示された。またそれ以外の地域についても、公共交通機関の利用、美術館等屋内施設入場、レストラン等の屋内席利用等に際して、グリーン証明書の提示が求められるイタリア政府の緊急政令は、3月末日を以て停止される旨が明らかにされた。 ・現地では医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・高度な医療は、私的治療となり医療費は高額であるため旅行保険にも加入する。		-
<b>3. 渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。		
・EU全域においては、入国あるいは入境以前に、滞在予定や滞在場所、連絡先などの情報をWEBを介して事前に登録する必要があるため、必要な手続きを済ませ（EU digital Passenger Locator Form (dPLF)）、出発に際してはそれに基づく宣誓書を帯同する。 ・3月1日以降、イタリア入国に際しての水際対策が大幅に緩和され、あらゆる外国からのイタリア入国はEU digital Passenger Locator Form (dPLF)に加え、ワクチン接種証明、治癒証明、陰性証明のいずれか一つを提示することで認められている。 ・渡航者は、入国前のPCR検査の受診を予定していて、入国時および入国後の行動に制限を受けることはない。これまで3度のワクチン接種を済ませているので、渡航前にワクチンパスポートの発行を受けてイタリアで常時携帯すれば行動制限は受けない。		-
<b>4. 渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。		
・イタリア国内の移動や行動には、感染予防に留意して、上記3のようにことで、出国時PCR陰性であれば、行動制限なく活動ができる予定である。 ・現地滞在期間中の活動に際しては、マスクの着用が推奨される以外、顕著な行動規制は3月以降緩和されている。		-

<p><b>5. 用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応</b> 用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・用務先はいずれも研究機関であり、現在、マスク着用、ワクチンパスポート携行により入構可能である。関係者は限られていることから、所謂「三密」が生じる危険性は少なく、マスクの使用、人的接触の回避、手洗いの取行などの一般的予防措置に努めることで移動中も感染の危険性を大いに低下させることが期待できる。</li> <li>・なお、日常の健康観察を励行し、本務地との連絡を定期的に行うこととする。その際、健康状態に異常が生じた場合には速やかに報告する。</li> </ul>	-
<p><b>6. 帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応</b> 厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。 日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰国に際しては、事前に厚生労働省HPにおいて最新の検疫強化措置を確認する。</li> <li>・滞在先の国・地域を出国する前72時間以内には、厚生労働省指定の方式に基づくCOVID-19検査を現地医療機関で受けて「陰性」証明を取得するば、日本への再入国は可能である。</li> <li>・最新の「水際対策強化に係る新たな措置(27)」によると、渡航者は「指定国・地域以外」からの帰国になり、かつCOVID-19感染症のワクチンを3回接種しているため、入国時PCR陰性であれば、自宅待機は求められていない。大事をとって、3日間は自宅待機期間として、帰国後の用務の予定をたてている。</li> </ul>	-
<p><b>7. 海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。</b></p>	
<p>『海外渡航危機管理ガイドブック／2017年4月／東京大学』を確認する <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf">https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf</a></p>	☑
<p>外務省の海外安全情報配信サービス(滞在3か月未満)や在留届電子届出システム(同3か月以上)に登録する <a href="https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html">https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html</a></p>	☑
<p><b>8. 今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。</b></p>	☑
<p><b>9. 緊急時の連絡体制が整っている。</b></p>	☑
<p><b>10. 専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の長期プロジェクトである古代ローマの遺跡発掘事業に関わる科研費による研究調査とその現場施設とローマで行う9月の国際研修準備のために必要な出張であり、現在の現地の状況において行うことは妥当と思われる。</li> <li>・渡航者は出発前にPCR検査の陰性証明を取得するとともに旅行保険にも加入、イタリアでも有効ないわゆるワクチンパスポート(区役所発行発のワクチン接種証明書)を携行するので、イタリア入国と入国後の移動は問題なく認められると想定される。現在イタリア全州で規制が撤廃されていることが同国政府から発表されており、入国後は隔離期間を設けることなく、渡航目的業務を進めることができる。用務先は研究機関等で感染予防対策が取られており、屋内で作業する場合や移動する際にも適切な感染予防対策をとることが確認されている。</li> <li>・帰国に関しても、入国時に要する各種書類を取得するための準備期間や自主的な自宅待機期間が計画されており、十分に配慮されていると考える。</li> <li>・以上を踏まえ渡航者の所属する地域文化研究専攻の専攻長として、感染対策等に配慮した渡航計画であると判断し承認する。 (地域文化研究専攻長 外村大)</li> </ul>	-

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

【参考となるホームページ】

[東京大学 海外渡航危機管理ガイドブック](#)

[外務省 海外安全ホームページ](#)

[外務省 在外公館ホームページ](#)

[外務省 海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム](#)

[厚生労働省検疫所 FORTH](#)

[厚生労働省 水際対策の抜本的強化について\(新型コロナウイルス感染症\)](#)

[文部科学省 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて](#)

## 海外渡航における感染対策等注意事項確認書

渡航者情報	氏名	役職	所属			備考(研究員の場合、責任教員の役職、氏名)
	よつもと ゆうこ 四本 裕子	准教授	総合文化研究科広域科学専攻生命環境科学系			
渡航区分	1:海外出張					
渡航先情報	渡航国・地域	危険情報(※1) レベル(外務省)	感染症危険情報(※2) レベル(外務省)	用務先	用務	渡航期間
	アメリカ・フロリダ州	なし	3:渡航中止勧告	The TradeWinds Island Grand	VisionSciencesSociety Annual Meeting	R 4.5.11- R 4.5.20

※1 **危険情報**：渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

※2 **感染症危険情報**：新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/gaiyo.html>

※以下の項目全て記入すること。項目7,8,9は確認の上、チェック欄に☑を入れること。		チェック欄
<b>1. 渡航の必要性と渡航を可とする相当な理由・状況(具体的に)</b> 研究遂行上の必要性から大学院生を帯同する場合はその旨も記載（院生は別途教務課での渡航可否判断が必要）		—
・例年、この国際会議で研究発表を行い、期間中にUSの研究者と国際共同研究の打ち合わせを行なっている。過去2年は学会に参加できておらず、直接のディスカッションができていないため、研究遂行に支障をきたしている。今年は研究発表及び研究打ち合わせを行いたい。 ・今回の渡航では、国際共同研究および遂行中の脳機能研究上の必要性から広域科学専攻生命環境科学系修士課程の学生2名、博士課程の学生3名を帯同させる予定。		
<b>2. 渡航国・地域の感染状況、医療体制への対応</b> 外務省海外安全HPや厚生労働省FORTHなどで、渡航国・地域の感染状況及び医療体制を確認する。		—
・3月2日現在、アメリカにおいては、1日あたりの新規感染者数の平均が3週間で189,000件以上減少しており、前回のピーク時から24%の減少が報告されている。 ・アメリカは医療施設や医療技術も充実しており、高い水準の医療サービスが提供されている。 ・医療費は高額とのことなので旅行保険にも加入する。		
<b>3. 渡航国・地域への入国制限措置(ワクチン接種済またはPCR検査予定等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国への入国制限措置を確認する。		—
・アメリカでは、ワクチン接種証明書、陰性証明書の提示、米国滞在時の連絡先情報の提供が必要		
<b>4. 渡航国・地域での入国後の行動制限措置(隔離を含む検疫の強化、不感染証明書の提出義務等)への対応</b> 外務省海外安全HP、現地の日本国大使館・領事館や各国当局のHPなどで、渡航国での入国後の行動制限措置を確認する。		—
・アメリカ入国後3～5日以内に検査を受け、陽性結果が出た場合、自己隔離する ・新型コロナウイルス感染症の症状を自己観察する（症状が出た場合、自己隔離および検査） ・事前にワクチン接種証明書及び陰性証明書の申請等の手続きを行う。		

<p><b>5. 用務先機関(大学や研究所)への入構制限措置及び入構後の行動制限措置(マスク着用義務、健康報告の提出義務等)への対応</b> 用務先への入構制限措置及び入構後の行動制限措置の有無を確認する。</p> <p>・用務先の学会会場ではマスク着用義務のみで、特に入構制限や入室制限はないことを確認している。          ・用務先の学会会場の定める入構制限(健康報告義務)及び行動制限(マスク着用義務)に従う。</p>	-
<p><b>6. 帰国時の日本政府による水際対策強化措置への対応</b>          厚生労働省HPにて検疫強化措置を確認する。          日本国籍者でない場合は、法務省HPにて入国拒否措置及び再入国取扱、外務省HPにて査証制限措置を確認する。</p> <p>・ワクチンを3回接種していることが確認できる証明書を保持している場合は、原則7日間の自宅待機を求められるが、入国後3日目以降に自主検査を受け、陰性の結果を厚生労働省(入国者健康確認センター)に届け出て確認が完了した場合は、その後の自宅待機の継続は求められない。          ・入国後の待機のため自宅等まで移動する際は、入国時の検査(検体採取時)から24時間以内に移動が完了し、かつ自宅等までの最短経路での移動の場合は、公共交通機関の使用が可能とされている。          ・帰国後は公共交通機関を使い最短距離で帰宅し、7日間自宅待機する。帰国後の業務に支障がないよう待機期間もあらかじめ予定に見込んである。</p>	-
<p><b>7. 海外渡航に係る以下の基本事項について確認のうえ、順守する。</b></p>	
<p>『海外渡航危機管理ガイドブック/2017年4月/東京大学』を確認する  <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf">https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400062278.pdf</a></p>	☑
<p>外務省の海外安全情報配信サービス(滞在3か月未満)や在留届電子届出システム(同3か月以上)に登録する  <a href="https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html">https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html</a></p>	☑
<p><b>8. 今回の海外渡航に関し、海外渡航中においては新型コロナウイルスに対する感染防止と健康維持に十分に注意して、責任を持って行動する。また、万一、新型コロナウイルスに罹患した場合には、東京大学に報告し、健康状態についての大学からの問い合わせに対応する。</b></p>	☑
<p><b>9. 緊急時の連絡体制が整っている。</b></p>	☑
<p><b>10. 専攻・系、部会、機構等の長の判断(渡航の必要性、リスクに対する対策及びトラブル発生時の対応も含めて)</b></p> <p>・この渡航は国際会議で研究発表を行うだけでなく、国際共同研究の打合せも兼ねているため、学術的な意義・緊急性が高い。          ・用務先の会場では十分な感染症対策を行っていることを確認した。          ・帰国後一定期間の待機が必要であるが、教育等の業務に支障がないようあらかじめ対応済みとなっている。          ・以上をふまえ、3月2日開催の心理・教育学部会と3月4日開催の広域科学専攻生命環境科学系会議において渡航が承認された。          (生命環境科学系系長 新井宗仁)</p>	-

(注)本様式では、地域への「入境」も含めて「入国」と読み替えています。

**【参考となるホームページ】**

[東京大学 海外渡航危機管理ガイドブック](#)

[外務省 海外安全ホームページ](#)

[外務省 在外公館ホームページ](#)

[外務省 海外安全情報配信サービス及び在留届電子届出システム](#)

[厚生労働省検疫所 FORTH](#)

[厚生労働省 水際対策の抜本的強化について\(新型コロナウイルス感染症\)](#)

[文部科学省 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて](#)

## 国際交流協定・覚書 更新実績報告書

提出年月日：2022/4/7

担当部局：教養学部

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	シンガポール国立大学理学部	
	英語	Faculty of Science, National University of Singapore	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	シンガポール	
設立年	1905	年設立	
設置形態	国立		
URL	<a href="http://www.nus.edu.sg/">http://www.nus.edu.sg/</a>		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	17学部、学生数約43,900名、研究者数約4,100名 理学部学生数約5,300名		
相手国内における大学(機関)としての評価	東南アジアにおいて中心的位置を占める総合大学であり、シンガポール国内では最も高い評価を得る大学の一つである。		
その他 (特色等があれば記入)			
2.更新理由			
学生の交流で着実に成果をあげている。シンガポール国立大学側も本学生交流を継続することを強く望んでいるので、覚書を更新し、引き続き学生交換を行うこととする。			
3.協定の内容			
希望する協定の種類			
部局協定	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):		
部局覚書	関係部局:		
	協定名(日):		
	協定名(英):	AGREEMENT FOR FACULTY-LEVEL EXCHANGE PROGRAMME FOR UNDERGRADUATE STUDENTS Between NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE acting through its FACULTY OF SCIENCE And THE UNIVERSITY OF TOKYO acting through its COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES	
交流分野			
相互に必要とする分野			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→( )
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年): 3人(6学期) [学部生]	

<b>4.これまでの交流実績、成果等</b>		
<p>過去5年間の交流実績は以下のとおりである。</p> <p>受入れ：2018年9月に学部生2名(一学期)、2019年4月に学部生2名(一学期)、2019年9月に学部生1名(一学期)を受け入れた。2020年4月にも学部生2名を受け入れる予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した。受入れた学生は自然科学系の科目、GSA、総合日本語などを積極的に履修した。2022年4月に学部生3名を受入れる予定である。</p> <p>派遣：2017年8月に学部PEAK生3名(一学期)、2021年1月に学部PEAK生1名(一学期)を派遣した。2021年8月にも学部PEAK生3名を派遣する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した。留学中、研究室に所属して積極的に研究活動を行い、大きな成果を上げた学生もいる。2022年8月に学部生1名を派遣する予定である。</p>		
<b>5. 更新後の交流計画</b>		
<p>過去2年間、新型コロナウイルスの感染の拡大により相互派遣が中断したが、今後、先方の理学部との間で学生交換を行い、将来は共同研究や研究成果の交換にも範囲を拡大していきたいと考えている。</p>		
<b>6.更新までのスケジュール(担当部局承認予定日等)</b>		
<p>令和4年4月の総務委員会で部局の承認を得る予定。</p>		
<b>7.実施責任体制(組織、担当教員名及び構成メンバー等)</b>		
<p>責任者：森山 工 (教養学部長・教授)</p> <p>幹事教員：ジョナサン・ウッドワード(教養学部教授)</p>		
<b>8.相手側の対応組織(担当教員名等)</b>		
<p>責任者：Prof. Sun Yeneng (シンガポール国立大学理学部長・教授)</p> <p>幹事教員：Ms. Lim Yu Zhen (シンガポール国立大学理学部国際交流担当)</p>		
<b>9.資金計画</b>		
<p>「東京大学海外派遣奨学事業短期海外留学等奨学金」等を利用する予定。</p>		
<b>10.同一校(機関)との交流の有無</b>		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：全学協定 締結年月：2006年1月	担当部局：東洋文化研究所 (最終更新年：2017年)
<input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：全学覚書 締結年月：2012年5月	担当部局：グローバルキャンパス推進本部 (最終更新年：2019年)
<input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：部局覚書 締結年月：2006年9月	担当部局：公共政策大学院 (最終更新年：2011年)
<input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：部局覚書 締結年月：2009年11月	担当部局：公共政策大学院 (最終更新年：2014年)
<input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：部局協定 締結年月：2016年12月	担当部局：医学系研究科 (最終更新年：2019年)
<input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類：部局協定 締結年月：2012年7月	担当部局：新領域創成科学研究科 (最終更新年：2012年)
<input type="checkbox"/> 無		

<input checked="" type="checkbox"/> 有	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 新領域創成科学研究科
<input type="checkbox"/> 無	締結年月: 2013年12月	(最終更新年: 2018年)
<b>11.その他特記事項</b>		
2017年に教養学部とシンガポール国立大学理学部、人文社会科学部との間で学生交流覚書を締結したが、今回から理学部のみと学生交換を続けることになった。		
<b>12.部局事務担当</b>		
部局名:	教養学部	
係名:	国際研究協力室	
Email:	<a href="mailto:irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp">irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp</a>	



**AGREEMENT FOR  
FACULTY-LEVEL EXCHANGE PROGRAMME  
FOR UNDERGRADUATE STUDENTS**

Between

**NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE  
acting through its FACULTY OF SCIENCE**

And

**THE UNIVERSITY OF TOKYO  
acting through its COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES**

# **AGREEMENT FOR FACULTY-LEVEL EXCHANGE PROGRAMME FOR UNDERGRADUATE STUDENTS**

**THIS AGREEMENT** is made on the date of last signature below.

## **BETWEEN:**

- (1) **NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE**, a company limited by guarantee incorporated in Singapore under the Companies Act (Cap. 50) and having its registered address at 21 Lower Kent Ridge Road, Singapore 119077, acting through its **Faculty of Science** (“**NUS**”); and
- (2) **THE UNIVERSITY OF TOKYO**, a national university founded in 1877, which became a National University Corporation in 2004 according to the National University Corporation Act (Act No. 112 of July 16, 2003), acting through its **College of Arts and Sciences** (“**UTokyo**”) and having its address at 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8902, Japan.

## **1. INTRODUCTION**

- 1.1 The Parties entered into a faculty-level exchange programme for undergraduate students which expired on 17 March 2022 (the “**Expired Agreement**”). The objective of this agreement (the “**Agreement**”) is to renew the Expired Agreement and to extend the **Exchange Programme** between NUS and UTokyo.

## **2. NUMBER OF EXCHANGE STUDENTS**

- 2.1 A maximum of three (3) full year students (equivalent to six (6) semester places) will be exchanged between the universities in each academic year. Two exchange students enrolling for one semester of study is equivalent to one exchange student enrolling for one academic year of study. The number of exchange students may be amended by mutual agreement before the end of January each year.
- 2.2 The Exchange Programme aims for a balance in the number of students exchanged over the term of the Agreement. If due to exceptional, unforeseen global circumstances, either university is unable to send the maximum number of exchange students for one semester of study in any year during the Term of the Agreement, then that university will, upon mutual agreement be eligible to send additional exchange students, equal to the deficit, in the following years during the Term of the Agreement. The intention is that over the term of this agreement, an equal number of student-semesters will be undertaken in each direction.

## **3. DURATION OF EACH EXCHANGE PROGRAMME**

- 3.1 The structure of the academic year for UTokyo and NUS is at **Annex 1A**.
- 3.2 An exchange student may participate in the Exchange Programme for one semester or academic year of study at the host university.

- 3.3 The written approval of both universities must be obtained by the exchange student to extend the duration of study at the host university into the following semester, subject to an academic year being the maximum duration of study at the host university

#### **4. PREREQUISITES FOR SELECTION**

- 4.1 Both universities will select students for the Exchange Programme on the basis of merit and other non-discriminatory eligibility criteria as listed in **Annex 2**. The necessary supporting documents will be discussed and agreed in writing between the Parties in each exercise under the Exchange Programme.
- 4.2 The exchange student must meet the admission requirements of the host university and may have to fulfill other conditions, prerequisites and documentation as required by the host university. The exchange student will be nominated by the home university for admission as an exchange student of the host university in the following academic year.
- 4.3 Exchange students may only attend courses offered by the faculties and schools at the host university as listed in **Annex 3**, subject to pre-requisites and availability.

#### **5. SELECTION & NOMINATION**

- 5.1 Each home university should complete its selection of exchange students and nominate its exchange students for the Exchange Programme in the following academic year to the host university within a reasonable time frame to be mutually agreed between the universities. The exchange student's nomination should be accompanied by all completed documents listed in the application instructions, which includes a:
- (a) curriculum vitae;
  - (b) statement of academic aptitude from a member of the student's faculty; and
  - (c) specific outline of the programme of study at the host university
- 5.2 The host university should evaluate the nominated exchange students and determine their acceptability for admission as exchange students within a reasonable time frame to be mutually agreed between the universities. The host university reserves the right to reject the home university's nominated exchange students. The home university may appeal the rejection.

#### **6. PROGRAMME OF STUDY**

- 6.1 The exchange students must propose a programme of study at the host university with approval from home university. The modules or courses proposed must fulfil the exchange student's degree requirements at his home university. Enrolment in modules or courses is subject to availability and pre-requisites. Exchange students should propose alternative module choices.
- 6.2 Both universities should, therefore, provide each other with material on the details of modules or courses available in the following academic year. The material of the host university should be regularly updated and accessible to the exchange students of the home university. The material may be placed in the host university's reference library and/or on the Internet.
- 6.3 The modules or courses must be self-contained and completed within the semester or term. For courses not taught in English on a regular basis the host university will make

all possible efforts to offer complementary instruction in the English language, except where proficiency of another language is a prerequisite for a module or course. Academic counselling is the responsibility of the exchange student's faculty coordinator at the home university. An alternative module or course that will fulfil the degree requirements of the exchange student should be proposed if the original module or course is unavailable.

- 6.4 Students will transfer the credits achieved for taking courses/modules during their stay at the partnering host university back to their home university. The academic credits granted to their respective students for curricula completed at the host university will be determined by the home university.

## **7. FEES & EXPENSES**

- 7.1 The requirement to pay its tuition fees is waived by the host university and the exchange students shall continue to pay tuition fees to their home university. The home university has the discretion to impose certain non-academic or non-obligatory fees on their exchange students, which are to be paid before their departure for the host university.
- 7.2 The financial responsibility of exchange students participating in the Exchange Programme (under this Agreement and for the duration of their study abroad at the host university) is at **Annex 4**.
- 7.3 The use of non-academic or non-obligatory facilities, services and functions at the host university may require the payment of fees by the exchange student.
- 7.4 The exchange student is responsible for all expenses of accompanying spouse and/or dependants.
- 7.5 Exchange students will be able to apply for any financial assistance as may be available to foreign students of the host university, subject to any terms and conditions as may be imposed by the host university.

## **8. STUDENTS' OBLIGATIONS**

Exchange students are subject to the rules and regulations of the host university in addition to those at their home university. Any breach of those rules and regulations will be dealt with in accordance with the established policies and procedures of the host university in consultation with the home university. The other obligations of the exchange students are listed at **Annex 5**.

## **9. REGISTRATION & ADMINISTRATION**

- 9.1 The exchange student will be registered as a non-degree, non-graduating or not-for-degree student for the duration of study at the host university. This Agreement excludes any expectation of a transfer to the graduating programme of the host university.
- 9.2 The appropriate authority at the host university will arrange an orientation programme for the exchange students. The host university will make every reasonable effort to provide university-approved or suitable accommodation on or off-campus. Accommodation, although not guaranteed, will be provided at published rates and is restricted to the exchange student. Accommodation does not extend to dependants and/or spouses.

- 9.3 The host university will issue a notification of results to the exchange student's home university upon completion of the duration of study. The home university should determine the academic credit to be granted to their exchange students for modules/courses completed after the duration of study at the host university.
- 9.4 Each university will appoint an Exchange Coordinator to administer the terms of this Agreement. The appropriate officials for both universities are listed in **Annex 1B**.

## **10. PERSONAL DATA**

- 10.1 The university in receipt of any personal data (the "Receiving Party") from the other university (the "Disclosing Party") shall use its best efforts to comply with all laws and subsidiary legislation applicable to privacy and data protection in the Disclosing Party's country (collectively "Data Protection Legislation") with regard to any and all personal data that it receives from the Disclosing Party.
- 10.2 The Receiving Party agrees that when dealing with personal data received from the Disclosing Party, it shall:
- (a) only use personal data in accordance with the purposes for which the Disclosing Party disclosed the personal data, in accordance with the instructions of the Disclosing Party or as is necessary for the Disclosing Party to fulfill its obligations under the Data Protection Legislation;
  - (b) take appropriate technical and organisational measures to protect personal data against accidental or unlawful destruction or accidental loss, alteration, unauthorised disclosure or access and against all other unlawful forms of processing. Such measures shall ensure a level of security appropriate to the risks represented by the processing and the nature of the data to be protected, having regard to the state of the art and the cost of implementation;
  - (c) give the Disclosing Party notice in writing as soon as reasonably practicable should it be aware of, or reasonably suspect, that any of the events referred to in Clause 10.2(b) has occurred and shall promptly take all steps necessary to remedy the event and prevent its re-occurrence;
  - (d) not retain personal data for any longer than is necessary for the purposes for which the Disclosing Party disclosed the personal data;
  - (e) limit disclosure of such personal data to its employees on a need to know basis and only for the purposes of processing for which such personal data was disclosed by the Disclosing Party;
  - (f) not to disclose or transfer any personal data received from the Disclosing Party to any third party without the prior written approval of the Disclosing Party, and upon such additional terms and conditions which the Disclosing Party may impose on it for such disclosure or transfer; and
  - (g) where the personal data is to be transferred to another country, to not do so unless the consent of the individual whose personal data is to be transferred to that other country has been obtained. Further, where the personal data is to be transferred to another country, to take any such additional measures as are necessary to secure that personal data is transferred in accordance with the requirements of the Data Protection Legislation.

## **11. REPRESENTATION TO THE PUBLIC AND CONFIDENTIALITY**

- 11.1 Neither Party shall use the name or logo of the other Party for any purpose whether in relation to any advertisement or other form of publicity without obtaining the prior written consent of the other Party. Notwithstanding the aforesaid, the Parties may notify third parties of the fact that this Agreement is in effect.
- 11.2 All information furnished in relation to this Agreement by one Party to the other, which is clearly identified as proprietary or confidential at the time of disclosure, will be kept confidential by the receiving Party, and will not be disclosed to any third party otherwise than to carry out the provisions of this Agreement, unless agreed in writing between the Parties.
- 11.3 The provisions of Clause 11.2 above will not apply to information in the public domain; information in the possession of the receiving Party prior to the disclosure of the information; information which is independently developed by the receiving Party; information required to be released by law; and information which is rightfully received by the receiving Party from third parties without any breach of confidentiality obligations.
- 11.4 Clauses 11.2, 11.3 and 11.4 will survive for three (3) years from the date of expiry or termination of this Agreement.

## **12. TERM AND IMPLEMENTATION OF THE AGREEMENT**

- 12.1 This Agreement will come into force on 18 March 2022 (“**Effective Date**”) and will remain in effect for five (5) years (hereafter referred to as the “**Initial Term**”). Thereafter, the Agreement may be renewed for a further period of five (5) years upon written notice by either Party to the other at least six (6) months before the expiry of the Initial Term and upon written acceptance by the other Party. Both universities may at any time review this Agreement and the actions taken under it. Modifications to this Agreement may be made only in writing by mutual consent.
- 12.2 Either of the universities may terminate this Agreement by written notification to the other university of its desire to terminate one (1) year prior to the desired date of termination.
- 12.3 The termination of this Agreement shall not affect the implementation of the exchanges approved under it prior to such termination.

## **13. DISPUTE RESOLUTION**

Any dispute arising under or in connection with this Agreement which cannot be resolved by amicable discussions between the institutions shall be jointly referred to the President of NUS and the President of UTokyo, or their nominees, for resolution. Where the dispute remains unresolved ninety (90) days after such referral, the dispute may be submitted to such dispute resolution mechanism as may be agreed in writing between the institutions.

## **14. GOVERNING LAW AND JURISDICTION**

In respect to its performance in Japan, this Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan. In respect to its performance in Singapore, this Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of the Republic of Singapore. The parties agree that any legal action arising under this Agreement will be brought in the courts of the country in which the defending party

has its principal offices, and the parties hereby submit to the exclusive jurisdiction of those courts.

**15.** This Agreement is created in duplicate in English, each of these duplicates being deemed original.

Both universities welcome the continuation of the Exchange Programme and jointly agree to the terms of this Agreement as set out above.

.....  
Professor Sun Yeneng  
Dean, Faculty of Science  
**National University of Singapore**

.....  
Prof. Dr. MORIYAMA Takumi  
Dean, College of Arts and Sciences  
**The University of Tokyo**

**ANNEX 1A DURATION OF EACH EXCHANGE PROGRAMME**

<u>Semester/ Term</u>	<u>National University of Singapore</u>	<u>The University of Tokyo</u>
Semester 1	August to November	October to March
Semester 2	January to May	April to September

**ANNEX 1B OFFICIALS AT UNIVERSITIES**

<u>The University of Tokyo</u>	<u>ACTIVITY</u>	<u>National University of Singapore</u>
Center for International Exchange	<b>Administration of SEP</b>	Exchange Co-ordinator, Faculty of Science
Center for International Exchange	<b>Application &amp; Registration</b>	Administrator, Registrar's Office
Coordinator, PEAK International Program on Environmental Sciences	<b>Academic Counselling</b>	SEP Coordinator, Dean's Office.
Housing Office	<b>Halls &amp; Other Accommodation</b>	Administrator, Office of Student Affairs.
Center for International Exchange	<b>Orientation &amp; Welfare</b>	Administrator, Office of Student Affairs.
Center for International Exchange	<b>Official Visits &amp; Academic Links</b>	Dean/Vice Dean, Faculty of Science.

## **ANNEX 2 ELIGIBILITY CRITERIA**

The home university must ensure that the exchange student should:

- (a) Be registered as a full-time undergraduate student of the home university.
- (b) Have successfully completed at least:
  - (i) two (2) semesters of study at the home university upon application for the Exchange Programme; and
  - (ii) three (3) semesters of study upon admission to the host university
- (c) Be a student of good standing at the home university with an academic record acceptable to home and host universities at point of application;
- (d) Be physically and mentally able to participate and engage productively in the Exchange Programme with the objective of obtaining maximum benefit from the exchange experience;
- (e) Show the aptitude, motivation and maturity, to thrive in the environment at the host university; and
- (f) Have sufficient funds for all fees, personal and living expenses for the duration of the study abroad at the host university.

## **ANNEX 3 FACULTIES/SCHOOLS PARTICIPATING IN THE EXCHANGE**

a. Students participating in the Exchange Programme in NUS may read undergraduate modules from the following faculties/schools subject to pre-requisites and availability:

- Faculty of Science

b. Students participating in the Exchange Programme in UTokyo may read undergraduate modules from the following faculties/schools subject to pre-requisites and availability:

- College of Arts and Sciences

UTokyo may also permit exchange students to read modules from faculties other than the above, excluding those specified as “not open to students from other faculties.”

#### **ANNEX 4 FINANCIAL RESPONSIBILITIES OF EXCHANGE STUDENTS**

The financial responsibility of exchange students includes (but is not limited to):

- (a) Tuition, academic and obligatory fees at their home university. Correspondingly, tuition fees will be waived at the host university.
- (b) Mandatory Miscellaneous Student Fees – UTokyo students participating in the Exchange Programme at NUS will be required to pay a mandatory Miscellaneous Student Fees, comprising Student Service Fee and Health Service Fee (including health and medical insurance for the duration of their study at NUS). NUS students participating in the Exchange Programme at UTokyo will be required to enroll in the National Health Insurance Plan. The host university shall at all times ensure that there is adequate health and medical insurance coverage for the exchange students participating in the Exchange Programme at the host university.
- (c) Obligatory expenditure required in the country of the host university such obligatory expenditure which is to be made known to the home university as soon as possible.
- (d) Journey to and from the country of the host university.
- (e) Personal and living expenses, including accommodation and food.
- (f) Any debts/costs of damage incurred for the duration of their study abroad.

#### **ANNEX 5 OTHER OBLIGATIONS OF EXCHANGE STUDENTS**

Other obligations of exchange students include (but are not limited to):

- (a) Applying for accommodation at the host university if required
- (b) Making travel arrangements
- (c) Satisfying the immigration requirements for their journey to and from the country of the host university
- (d) Registering with the diplomatic mission of the home country upon arrival in the country of the host university (if applicable)
- (e) Providing the appropriate authority at the home university with postal and other addresses, upon registration at the host university
- (f) Registering with the home university for the next semester, upon completion of the duration of study at the host university

令和4年04月05日（火）15:00～

## 議題及び資料

01	学内外情勢  (資料1) 学内外情勢	総長
02	令和4(2022)年度理事等の分担  (資料2) 令和4(2022)年度理事等の分担	総長
03	令和4年度経営協議会委員  (資料3) 東京大学経営協議会委員名簿	総長
04	東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正 <b>* 審議</b> (資料4) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)	齊藤理事
05	令和4年度名誉教授称号授与に係る日程 <b>* 審議</b> (資料5) 5-1:令和4年度名誉教授称号授与に係る日程(案)、5-2:名誉教授候補者の推薦について(依頼)	総長
06	東京大学バングラデシュ事務所の開設 <b>* 審議</b> (資料6) 東京大学バングラデシュ事務所の開設について	林理事
07	令和4(2022)年度総長室総括委員会委員 <b>* 報告</b> (資料7) 令和4(2022)年度総長室総括委員会委員	齊藤理事
08	令和4年度企画調整分科会委員の報告 <b>* 報告</b> (資料8) 令和4年度企画調整分科会委員名簿	相原理事
09	2022年度東京大学学術成果刊行助成及び而立賞の審査結果 <b>* 報告</b> (資料9) 2022年度東京大学学術成果刊行助成採択数(第3回東京大学而立賞受賞者数)	大橋副学長
10	令和4年度若手研究者自立支援、育成支援及び雇用安定化支援 <b>* 報告</b> (資料10) 令和4年度若手研究者の自立支援、育成支援及び雇用安定化支援制度公募要項(科所長限り)	齊藤理事
11	連携研究機構(生物普遍性連携研究機構、地域未来社会連携研究機構、構造生命科学連携研究機構、心の多様性と適応の連携研究機構)の変更 <b>* 報告</b> (資料11) 連携研究機構の設置・変更について	齊藤理事
12	部局女性人事加速計画検討タスクフォース <b>* 報告</b> (資料12) 部局女性人事加速計画検討タスクフォースについて	林理事
13	赤門の開門 <b>* 報告</b> (資料13) 赤門の開門について	大久保理事
14	その他 (1) 令和4年度東京大学入学式  (資料14) 令和4年度東京大学入学式について	大久保理事

## 議題及び資料

---

(2) 東京大学公開講座

津田執行役

(資料15) 東京大学公開講座の実施について

---

(3) 令和4(2022)年度科所長会議名簿

総長

(資料16) 研究科長・学部長・研究所長会議(科所長会議)

---

(4) 令和4(2022)年度総長補佐

大久保理事

(資料17) 令和4(2022)年度補佐会名簿

---

大学院総合文化研究科教授、准教授、専任講師選考手続規程の一部を改正する規程（案）

改正理由：教員選考手続の見直しに伴い、現状と齟齬が生じている規程の文言等について所要の改正を行うものである。

現 行	改 正
<p>大学院総合文化研究科教授、准教授、<u>専任講師</u>選考手続規程</p> <p>第1条 <u>教養学部</u>における教授、准教授及び専任講師の選考手続きは、この規程の定めるところによる。</p> <p>（選考の申出）</p> <p>第2条 <u>各専攻（系）主任</u>は、当該において教授、准教授及び専任講師を選考しようとするときは、専攻会議の議を経て、候補者名を<u>学部長</u>に申し出るものとする。</p> <p>第3条 <u>学部長</u>は、前条の申し出があったときは、これを<u>第一委員会</u>に付議し、候補者の人物、研究業績、教育経験、<u>学部行政</u>への関心等について審議を経たうえ、その了解を得て、これを第12条に従って教授会に提案するものとする。</p> <p>（提案）</p> <p>第4条 教授会は、前条に定める提案があった場合、候補者の人物、研究業績、教育経験、<u>学部行政</u>への関心等について審議したうえ、<u>適当と認めるときは、教官人事選考委員会</u>を設置するものとする。</p> <p>（選考委員会）</p> <p>第5条 教授選考委員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>（1）<u>学部長、評議員、専攻（系）主任</u></p>	<p><u>東京大学大学院総合文化研究科教授、准教授及び専任講師</u>選考手続規程</p> <p>第1条 <u>大学院総合文化研究科</u>における教授、准教授及び専任講師の選考手続きは、この規程の定めるところによる。</p> <p>（選考の申出）</p> <p>第2条 <u>専攻長及び系長等</u>は、当該<u>所属組織</u>において教授、准教授及び専任講師を選考しようとするときは、<u>専攻会議等</u>の議を経て、候補者名を<u>研究科長</u>に申し出るものとする。</p> <p>第3条 <u>研究科長</u>は、前条の申し出があったときは、これを<u>総務委員会</u>に付議し、候補者の人物、研究業績、教育経験、<u>研究科行政</u>への関心等について審議を経たうえ、その了解を得て教授会に提案するものとする。</p> <p>（提案）</p> <p>第4条 教授会は、前条に定める提案があった場合、候補者の人物、研究業績、教育経験、<u>研究科行政</u>への関心等について審議したうえ、<u>適当と認めるときは、選考委員会</u>を設置するものとする。</p> <p>（選考委員会）</p> <p>第5条 教授選考委員会の構成は、次の<u>各号</u>のとおりとする。<u>ただし第1号の委員のうち専攻長及び系長は、第2号又は第3号の委員を兼ねることができるものとする。</u></p> <p>（1）<u>役職委員として、研究科長、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究科長室の組織等に関する内規（平成16年4月1日制</u></p>

(2) 候補者と同じ専門に属する教授2名

(3) 候補者と専門を異にし、同じ専攻に属する教授2名

ただし第2号、第3号の委員は、第1号の委員以外の者とし、各2名に満たない場合は欠員のままとする。

第6条 准教授選考委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 候補者と同じ専門に属する教授、准教授より2名

(2) 候補者と専門を異にし、同じ専攻に属する教授、准教授より2名

(3) 他の専攻に属する教授、准教授より2名

定) 第3条第1項の規定により選出された副研究科長2名、専攻長5名及び系長3名

(2) 専門委員として、候補者と同じ専攻（ただし広域科学専攻の場合には、系）に属する教授又は東京大学教養学部組織規則（平成16年4月1日東大規則第53号）第2条第2項に規定する部会（以下「前期部会」という。）において候補者と同じ部会に属する教授より3名

(3) 他部門委員として、候補者と異なる専攻又は系に属する教授より1名（候補者と異なる前期部会に属する者であることが望ましい）

2 教授選考委員会の主査は、前項第2号又は第3号の委員から研究科長が指名するものとする。ただし、前項ただし書きの規定により第2号又は第3号の委員を兼ねる場合には、その兼ねる委員として主査に指名されることを妨げない。

第6条 准教授選考委員会の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) 専門委員として、候補者と同じ専攻（ただし広域科学専攻の場合には、系）に属する教授又は准教授より2名（候補者と同じ前期部会に属する者であることが望ましい）

(2) 隣接委員として、候補者と同じ専攻（ただし広域科学専攻の場合には、系）に属する教授又は准教授より2名（候補者と異なる前期部会に属する者であることが望ましい）

(3) 他部門委員として、候補者と異なる専攻若しくは系に属する教授又は准教授より2名（候補者と異なる前期部会に属する者であることが望ましい）

第7条 専任講師選考委員会の構成は、次のとおりとする

- (1) 候補者と同じ専門に属する教授、准教授、専任講師より2名
- (2) 候補者と専門を異にし、同じ専攻に属する教授、准教授、専任講師より2名
- (3) 他の専攻に属する教授、准教授、専任講師より2名

(報告)

第8条 選考委員会の主査は、付託された提案について選考委員会で審議した結果を総務委員会及び教授会に報告するものとする。

(投票)

第9条 教授会は、前条の報告に基づき、教員選考の投票を無記名投票により行い、選考についての可否を決定する。

2 准教授選考委員会の主査は、前項第1号の委員から研究科長が指名するものとする。

第7条 専任講師選考委員会の構成は、次の各号のとおりとする。

- (1) 専門委員として、候補者と同じ専攻（ただし広域科学専攻の場合には、系）に属する教授、准教授又は専任講師より2名（候補者と同じ前期部会に属する者であることが望ましい）
- (2) 隣接委員として、候補者と同じ専攻（ただし広域科学専攻の場合には、系）に属する教授、准教授又は専任講師より2名（候補者と異なる前期部会に属する者であることが望ましい）
- (3) 他部門委員として、候補者と異なる専攻若しくは系に属する教授、准教授又は専任講師より2名（候補者と異なる前期部会に属する者であることが望ましい）

2 専任講師選考委員会の主査は、前項第1号の委員から研究科長が指名するものとする。

第8条 専攻又は系以外の組織に属することとなる候補者に係る選考委員会の構成にあたっては、第5条から前条までの規定を準用する。  
この場合における必要な読み替えは、当該候補者の職位、職務内容及び専門領域を考慮の上で行うこととする。

2 前項の規定の適用により選考委員会を構成する場合は、予め研究科長室の了承を得ることとする。

(報告)

第9条 選考委員会の主査又は主査から委任を受けた者は、付託された提案について選考委員会で審議した結果を総務委員会及び教授会に報告するものとする。

(投票)

第10条 教授会は、前条の報告に基づき、教員選考の投票を無記名投票により行い、選考についての可否を決定する。

(定足数)

第10条 教授会で第4条に定める提案を行う場合は、教授会構成員の過半数の出席を必要とする。

第11条 教授会で第9条に定める投票を行う場合は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、可の決定をするには、投票により出席者の3分の2以上の賛成を得ることを必要とする。

第12条 本規程に定める教授会は、教授選考の場合は、教授のみをもつて、准教授の場合は、教授、准教授のみをもつて、専任講師選考の場合は、教授、准教授及び専任講師をもつて構成するものとする。

第13条 第10条及び第11条で定める定足数を計算する場合、次にかかげる理由により届け出て教授会を欠席する者は、教授会構成員の総数から除くものとする。

- (1) 休職者、長期病休者
- (2) 出張者、研修旅行者
- (3) 止むを得ない公務に従事する者

(定足数)

第11条 教授会で第4条に定める提案を行う場合は、教授会構成員の過半数の出席を必要とする。

第12条 教授会で第10条に定める投票を行う場合は、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、可の決定をするには、投票により出席者の3分の2以上の賛成を得ることを必要とする。

第13条 本規程に定める教授会は、教授選考の場合は、教授のみをもつて、准教授選考の場合は、教授及び准教授をもつて、専任講師選考の場合は、教授、准教授及び専任講師をもつて構成するものとする。

第14条 第11条及び第12条で定める定足数を計算する場合、次の各号のいずれかの理由により届け出て教授会を欠席する者は、教授会構成員の総数から除くものとする。

- (1) 休職者、長期病休者
- (2) 出張者、研修旅行者
- (3) 止むを得ない公務に従事する者

#### 附 則

この規程は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

委員会名	役職	職名	氏名	開催頻度	
<b>総務委員会</b> (所管 総務課) ○規則の制定・改廃に関すること ○教員の人事及び海外出張 ○予算に関すること	研究科長	◎教授	森山 工	原則月2回 第1・第3木曜日	
	副研究科長	教授	月脚 達彦		
		教授	真船 文隆		
		教授	清水 晶子		
		教授	和田 元		
		事務部長	小寺 孝幸		
	専攻長・系長	言語情報科学専攻	教授		小野 秀樹
		超域文化科学専攻	教授		箭内 匡
		地域文化研究専攻	教授		外村 大
		国際社会科学専攻	教授		遠藤 貢
		広域科学専攻	教授		瀬川 浩司
		生命環境科学系	教授		本吉 勇
		相関基礎科学系	教授		松田 恭幸
		広域システム科学系	教授		小宮 剛
	専攻・系選出委員	言語情報科学専攻	教授		石原 あえか
		超域文化科学専攻	教授		寺田 寅彦
		地域文化研究専攻	教授		和田 毅
		国際社会科学専攻	教授		倉田 博史
		生命環境科学系	教授		柳原 大
		相関基礎科学系	教授		石原 孝二
		広域システム科学系	教授		鈴木 建
		グローバル地域研究機構長	教授		橋川 健竜
	国際環境学教育機構長	教授	前田 章		
	国際日本研究教育機構長	教授	岡田 泰平		
	駒場アカデミック・ライティング・センター長	教授	大石 和欣		
	教養教育高度化機構長	教授	網野 徹哉		
	先進科学研究機構長	教授	福島 孝治		
	駒場図書館長	教授	石田 淳		
	総合文化研究科図書館長	教授	(石原 あえか)		
	委員会が必要と認める委員長	前期課程数学委員会委員長	教授		小木曾 啓示
		後期運営委員会委員長	教授		(鈴木 建)
		前期運営委員会委員長(学部長)	教授		(森山 工)
		教務委員会委員長	教授		(柳原 大)
		教育研究経費委員会委員長	准教授		工藤 和俊
		広報委員会委員長	教授		井上 彰
		学部報委員会委員長	教授		鳥井 寿夫
		情報基盤委員会委員長	教授		福島 孝治※
		入試委員会委員長	教授		市野川 容孝
		学生委員会委員長	教授		石原 孝二
	委員会が必要と認める者	心理・教育学選出委員	教授		本吉 勇
		外国語委員会委員長	教授		三ツ井 崇
		人文科学委員会委員長	教授		黛 秋津
		社会科学委員会委員長	教授		西村 弓
		自然科学委員会委員長	教授		大川 祐司
		スポーツ・身体運動選出委員	教授		八田 秀雄
		三鷹国際学生宿舎運営委員会委員長	教授		(鈴木 建)
		東京大学学生委員	教授		松村 剛
		国際交流・留学生委員会委員長	教授		筒井 賢治※
		グローバルスタディーズ専門委員会委員長	教授		廣瀬 友紀
		PEAK前期委員会委員長	教授		ウッドワード・ジョナサン
グローバルコミュニケーション研究センター長		教授	森井 裕一		
国際交流センター長		教授	受田 宏之		
総長補佐		准教授	郷原 佳以		
研究科長補佐		准教授	遠藤 智子		
	准教授	内田 さやか			
事務局	総務課長、経理課長、教務課長、学生支援課長、図書課長、施設担当課長				

※第一回委員会で選出予定